

2025年4月施行 改正建築物省エネ法・建築基準法等説明会 第一弾

2025年4月より本格施行される改正建築物省エネ法・建築基準法により、現行法による4号建築物の審査特例の縮小や原則、全ての建築物に省エネ基準適合義務化が行われます。

建築確認申請がどのように変わるのか、改正後の申請手続きの進め方、またセンターの申請手数料の改定についての説明会を行います。

今回は第一弾の説明会として、現段階で国土交通省より発表・公開されている改正内容についての解説を2会場で開催させていただきます。（第1回、第2回は同様の内容となります。）

法改正後の確認申請業務円滑化のため、皆様のご参加をお待ちしております。

□第1回
場所 ピアザ淡海 大会議室
滋賀県大津市におの浜1-1-20
日時 令和6年10月8日（火）
受付 13：30～
開始 14：00
終了予定 16：00
参加費 無料
定員 180名
申込締切 令和6年9月20日（金）または定員に達した時点

□第2回
場所 G-NETしが男女共同参画センター 大ホール
滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4
日時 令和6年10月16日（水）
受付 13：30～
開始 14：00
終了予定 16：00
参加費 無料
定員 150名
申込締切 令和6年9月27日（金）または定員に達した時点

□お申込み方法 下記のQRコードから必要事項を記載の上お申込みをお願いします。
受付確認のメールを各開催日の一週間前までに送付しますので、受講に際してはその写し
をご提示をお願いします。

なお、各回とも申し込み多数の場合は弊社友の会、（一社）滋賀県建築士事務所協会、
（公社）滋賀県建築士会の会員を優先させていただく場合があります。

※お申込みいただいた個人情報につきましては、今回の説明会でのみ使用させていただきます。

[お問い合わせ先]

（一財）滋賀県建築住宅センター

TEL：077-569-6505 MAIL：info@zai-skj.or.jp

[共催]

（一社）滋賀県建築士事務所協会

（公社）滋賀県建築士会

申し込みはコチラ⇒

